**政令第四百四十五号**

漁業災害補償法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業災害補償法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第四百四十六号**

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四条、第百八条第四項、第百十一条第三項、第百十三条第二項、第百十四条、第百十五条第一項及び第三項、第百二十三条第二項、第百二十四条第二項第二号及び第三項第二号、同条第五項（第一号及び第三号を除く。）、第百四十条第二項、第百四十七条の四並びに第百九十五条第一項各号の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の各種類並びに」を「に属する漁業の種類及び」に、「養殖業の各種類及び法第百二十五条の二に規定する特定養殖業（以下「特定養殖業」という。）の各種類」を「政令で定める養殖業に属する養殖業の種類」に、「種類の漁業」を「漁業」に、「漁獲金額」を「生産金額」に、「漁獲共済又は養殖共済若しくは特定養殖共済」を「漁獲・特定養殖共済又は養殖共済」に改める。

第四条の見出し中「第一号漁業」の下に「に属する漁業の種類」を加え、「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に改め、同条中「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に改める。

第五条の前の見出しを削り、同条及び第六条を次のように改める。

（漁獲・特定養殖共済の対象とする漁業）

**第五条**　法第百四条第一号の政令で定める漁業は、共同漁業権に基づく漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第一号の第一種共同漁業であつて、わかめ、こんぶ、てんぐさ又はあわびをとる漁業とする。

２　法第百四条第二号の政令で定める漁業は、第一号漁業以外の漁業（養殖業を除く。）であつて次に掲げるものとする。

一　漁船により行う漁業（内水面（農林水産大臣が指定する湖沼を除く。次号において同じ。）において営むもの及び漁業法第三十七条に規定する大臣許可漁業のうち農林水産省令で定めるものを除く。）

二　内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業

３　法第百四条第三号の政令で定める養殖業は、のり等養殖業（のり又はもずくの養殖業をいう。以下同じ。）、わかめ養殖業、こんぶ養殖業、真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業（ほたて貝、とり貝、えぞいしかげ貝又はひおうぎ貝の養殖業をいう。以下同じ。）、特定かき養殖業（その養殖するかきにつきその生産金額を適正に確認することができる見込みがあるものとして農林水産省令で定める基準に適合する者が営むかきの養殖業をいう。以下同じ。）、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業とする。

（漁獲・特定養殖共済の対象とする漁業の種類による区分）

**第六条**　法第百四条の漁獲・特定養殖共済の対象とする漁業の種類による区分は、次のとおりとする。

一　前条第一項の漁業については、次に掲げるとおりとする。

イ　わかめをとる漁業
ロ　こんぶをとる漁業
ハ　てんぐさをとる漁業
ニ　あわびをとる漁業

二　前条第二項各号の漁業については、まき網を使用して営む漁業その他の農林水産省令で定める区分とする。

三　前条第三項の養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　のり等養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。以下同じ。）
ロ　わかめ養殖業
ハ　こんぶ養殖業
ニ　真珠母貝養殖業（海面において行うものに限る。以下同じ。）
ホ　ほたて貝等養殖業（縄等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）
ヘ　特定かき養殖業（縄等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）
ト　くるまえび養殖業
チ　うに養殖業（縄等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）
リ　ほや養殖業

第七条第一項中「規定により」を削り、「定めるには」を「定めるときは」に、「漁獲金額」を「漁獲に係る生産金額」に改め、同条第二項中「水域が著しく広く定められる」を「定める一定の水域が著しく広くなる」に、「漁獲金額」を「生産金額」に改める。

第八条第一項各号列記以外の部分中「すべて」を「全て」に改め、「規定により」を削り、同項第一号中「当該漁業」の下に「の種類の漁業」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「前号の」の下に「一定の」を、「当該漁業」の下に「の種類の漁業」を加え、同項第三号中「すべて」を「全て」に改め、「当該漁業」の下に「の種類の漁業」を加え、「総漁獲金額」を「総生産金額」に改める。

第九条第一項ただし書中「あわせた」を「合わせた」に、「定めなければならない」を「定めるものとする」に改める。

第二十九条中「第十五条第三項及び第十八条の五第四項」を「第十一条第四項及び第二十一条第三項」に改め、同条を第五十条とし、第二十八条の三を第四十九条とする。

第二十八条の二の表第百四十二条の項中「第九十二条第二項若しくは」を「第九十二条第二項又は」に改め、「、第百二十五条の十二第五項」及び「又は第百二条において準用する」を削り、「若しくは第九十二条第二項又は」を「又は第九十二条第二項の規定」に改め、同条を第四十八条とする。

第二十八条の表第八十条第一項の項中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に改め、「漁業の種類ごと」の下に「に（二以上の同条に規定する漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする二以上の同条に規定する漁業の種類を一括して）」を加え、「、特定養殖共済にあつては第百二十五条の二に規定する養殖業の種類ごと、」を「に、」に改め、同表第八十二条第一項の項から第八十七条第一項の項までを次のように改める。